

※R5. 3. 2 時点

(案)

# 朝来市自治基本条例 検証報告書



令和5年（2023年）3月

朝来市自治基本条例審議会

# 目次

第Ⅰ部 はじめに.....	2
第Ⅱ部 検証に当たって.....	2
第Ⅲ部 各条文の検証.....	3～41
第Ⅳ部 総括.....	42

## 参考資料

1 朝来市民憲章.....	46
2 朝来市自治基本条例.....	47
3 朝来市自治基本条例審議会条例.....	52
4 朝来市自治基本条例の検証について（諮問） .....	54
5 朝来市自治基本条例審議会の審議経過.....	55
6 朝来市自治基本条例審議会委員名簿.....	56

## 第Ⅰ部 はじめに

朝来市自治基本条例は、平成21年4月に制定され、10年以上が経過しました。

この条例は、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範と位置付けられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。

具体的には、まちづくりを支える市民、市議会、行政機関の役割と責務を明記するとともに、参画協働の仕組みや市政運営の在り方等を定めています。

本条例第32条には、「市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。」と規定されています。また、この条例の実効性を高めていくことが求められるため、見直しに当たっては、この条例が適切に運用されているかどうか検証を行い、この条例の趣旨に沿って、市民の参画を得た委員会等を設置し、検討を行うことが必要であるとされています。

そのため、「朝来市自治基本条例審議会」が設置され、検証を行ってきました。

本審議会は、学識経験者、公共的団体の代表者、市内事業者の代表者、公募による市民等、多様な立場の委員で構成され、それぞれの知見や経験に基づき、活発な議論が展開されました。

今回、延べ●回にわたる審議を経て、検証報告書として提出します。

この報告書が、自治基本条例に定めるまちづくりの基本原則、「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」の推進に寄与することを期待します。

## 第Ⅱ部 検証に当たって

### ◇検証の趣旨について

朝来市自治基本条例の検証に当たっては、令和4年6月23日付け諮問第2号により諮問された内容を、本条例第32条の規定に基づき、朝来市自治基本条例審議会において、運用状況及び条例の見直しの必要性等の検証を行った。

### ◇検証の進め方について

審議会の検証に当たっては、各条文に関連する事務事業の所管課から取組状況などの内部検証結果の説明を受け、意見や質疑を交わしながら審議を行った。

また、必要に応じて条文の再審議を実施するなど、慎重に検証を進めた。

なお、各条文の検証内容については、次ページ以降の第Ⅲ部に記載している。

## 第Ⅲ部 各条文の検証

この部は、各条文について、所管課からの説明に基づき審議会で審議を行い、主な意見及び検証結果をまとめたものである。

### 前文

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と嘗みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え方行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

### 審議会における市の説明

○総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものとして審議会に付託する。

### 委員の主な意見

- ◆ 「先人のたゆまぬ努力～」は、良い一節である。市民にもっと知ってもらいたいし、全体的にやわらかい言葉が使われているので、子どもたちにも広く伝え、感想を聞いても良いだろう。
- ◆ 最近県外から朝来市に移住してきたが、前文にあるように自然が豊かなところが一番印象的である。
- ◆ 市民憲章については、合併協定の内容にも含まれていたまちづくりの原点があるので、あらためて知ってもらう機会を作ることが大事である。
- ◆ 朝来市という地域の財産を継承していくことに加え、新しいものを取り入れ育っていく姿勢も大事である。この条例の作成時に、熱い思いが込められていると感じられる。
- ◆ 本条例制定時にも議論がなされたと記憶しているが、それぞれの市民は自分の住んでいる地域に愛着が深いが、市としての一体感も醸成されてきており、固有名詞で特定することは避ける方が良い。

## 審議結果

- ◇前文については、愛着ある地域を端的に表現し、あらためて地域の良さを感じる内容である。
- ◇今後は、まちづくりの原点である自治基本条例はもとより、市民憲章についても広く市民に周知されるよう努めていただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第1章 総則（第1条－第3条）

### （目的）

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

### （まちづくりの基本原則）

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

## 審議会における市の説明

○総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものとして審議会に付託する。

## 委員の主な意見

- ◆第1条中「市民自治によるまちづくりを実現」というように明確にうたわれており、重要な部分である。
- ◆第2条第1号中「市民」について、市内に在住していなくても朝来市に関係している人や団体を「市民」として定義しており、今の時代に合った内容である。
- ◆事業者も「市民」として含めているのは重要である。関係者にも伝えてほしい。
- ◆この条文（第2条）は是非今後も大切にしてほしい。
- ◆住民以外を市民としてとらえているところがこの条例の大切な要素だと言える。
- ◆第3条第3号に「自律と共助の原則」が明記されていることが、本条例の特徴である。

## 審議結果

- ◇本市の自治基本条例の総則であり、本条例の目的である「市民自治によるまちづくりを実現」するため、多様な「市民」の参画は必要である。
- ◇引き続き、第3条の基本原則に基づき、多様な「市民」の参画のもと、まちづくりや市政を推進していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第2章 まちづくりの主体 第1節 市民（第4条・第5条）

### （市民の権利及び責務）

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

### （事業者の社会的責任）

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行って当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

### 審議会における市の説明

○総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものとして審議会に付託する。

### 委員の主な意見

◆少し条文の表現が難しくないだろうか。もう少し理解のしやすい内容でも良いのではないか。

### 審議結果

◇市民の責務については、市民への継続的で分かりやすい周知が必要である。また、事業者の責務についても同様で、それぞれの役割のもと目的や理念を推進していかなければならない。

◇今後についても、分かりやすい周知方法を検討し、理解を深められるよう努めていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第2章 まちづくりの主体 第2節 市議会（第6条・第7条）

（市議会の役割及び責務）

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

（議員の責務）

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

### 審議会における市の説明

（議会事務局からの説明）

#### ○市政運営の監視

本会議及び各常任委員会において、条例、予算等の議案審議を行うとともに、諸課題に対応するため政策立案、政策提言等の研究を行っている。

#### ○議会機能の充実強化

- ・市議会モニターの設置（平成30年度～）：市民からの要望、提言その他の意見を市議会の運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進している。
- ・文書共有システムの導入（令和元年度～）：タブレット端末の活用による完全ペーパーレス化。経費の削減、災害時等におけるリモート会議が可能である。

#### ○調査研修会の実施

政策形成能力の向上のための政策課題等の調査及び研修活動を行うことを目的として調査研修会を実施している。

- ・令和3年7月14日（議会のデジタルトランスフォーメーション※等について）
- ・令和3年11月12日（総合計画、財政、議会運営等について）

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI（人工知能。人間のような知能を持ったコンピューター）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要、とされている。

（参考：総務省ホームページ「自治体DXの推進」）

#### ○政策形成支援セミナー（但馬3市議会合同研修会）

議員等の政策形成の支援を目的とする研修会を実施又は参加している。

- ・平成30年1月23日「質問力を高める 議会力に活かす」
- ・令和2年1月14日「地方創生時代の議会の役割」
- ・令和4年1月18日「議会改革のネクストステップ（次の一手）」

（議会からの説明）

#### ○第7回審議会において、議会から「第6条 第7条 検証報告書」に基づき説明

### **委員の主な意見**

- ◆ 「自己の研さん」とあるが、取組状況としてセミナーや研修会以外にも手法があるといよいのではないか。
- ◆ (第7回審議会における再審議を受けて) アンケートまでしっかりとされており、真摯な姿勢が伝わった。
- ◆これまで関わった他の自治体でも議会の検証内容の報告をいただいた例はあったが、今回のような詳細なものではなく、参考になった。

### **審議結果**

- ◇ 「朝来市議会基本条例」の規定に基づき、今後も不断の研さん及び調査研究活動等、取組の充実強化に努めていただきたい。

### **条文改正の必要性**

有	無
---	---

## 第2章 まちづくりの主体 第3節 行政機関 第8条、第9条

### (市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

### (職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

## 審議会における市の説明

### ○市長等の権限及び責務（第8条）

- ・総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものとして審議会に付託する。

### ○研修の実施状況（第9条第1項）

- ・毎年度策定する「職員研修計画」に基づき、市独自研修及び派遣研修を積極的に実施している。研修内容は、監督職、新任職員等の階層別に必要な能力の向上を目指す階層別研修及び実務担当職員の専門的知識の向上を目的とした専門研修で、これらを実施し、職員能力と組織力の向上に努めている。
- ・近年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、対面による研修の実施や参加が困難となっている。
- ・新人職員が入庁時に、自治基本条例の目指すまちづくりに向けて努めることを宣誓している。

### ○地域担当職員制度の運用等（第9条第2項）

- ・職員は地域人として、各行政区での行事、PTA活動、消防団の活動等に積極的に参加している。
- ・職員の自発的な活動になるので、取組に個人差が生じる。
- ・地域担当職員制度を整備し、若手の職員が地域自治協議会に参画できるようにしている。

## 委員の主な意見

- ◆新人職員の宣誓文で自治基本条例の内容が含まれているというケースは、他自治体を比較してもあまりないのではないかと認識している。しっかりと自治基本条例を意識していただいている結果である。
- ◆各地域自治協議会の活動に、一般の市民として参加している職員が少ないようを感じる。活動に参加して地域の内情をよく知つてもらった上で、市政に反映させてもらいたい。
- ◆ここ最近、公務員の通常業務が忙しくなり過ぎてしまっているのも事実である。職員に無理に負担をかけてメンタルに問題を抱えないよう、メンタルケアも含めてバランスを取っていくことが大切である。
- ◆地域との関わり方、社会の一員であるということを明確に自治基本条例でうたっているということは、特徴的な面である。地域活動への参画を促すとともに、職員が地域の課題などに参加した際に得た情報を、他の部署の職員にもフィードバックする機会、仕組みを作つてはどうか。
- ◆多くの職員が市内に居住しているので、その居住地域でそれぞれ活動をされている。ただ、参加した中で、職員であるから何かの役を任されるということに対し重荷と感じる職員もいる。一方、そういうことに生きがいを感じて前向きに取り組める職員もいる。職員の自発的な活動であるため、取組に個人差が生じる。

## 審議結果

- ◇引き続き、厚生労働省の進める「働き方改革」も意識しながら、朝来市人材育成計画を推進していただきたい。
- ◇また、市の職員ならではの特性を生かし、積極的に地域づくり活動に参加するとともに、活動から得た地域情報を庁内で共有できる環境が必要である。ただ、職員だからといって役割を強制することは避け、同じ地域の一員として活動に参加できるよう、地域も受け入れる体制について考える必要がある。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

### **第3章 参画と協働（第10条－第13条）**

#### **(参画と協働の推進)**

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

- 2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

#### **審議会における市の説明**

○第10条第1項及び第3項については、総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものとして審議会に付託する。

#### **○参画と協働の推進**

第2項 第22条・第23条の取組状況を参照

#### **委員の主な意見**

- ◆第1項、第3項に関する運用面等に関する意見はなし
- ◆第2項については、関連する条文第22条、第23条において一括審議

#### **審議結果**

- ◇条文の趣旨に基づき継続推進していただきたい。

#### **条文改正の必要性**

有	無
---	---

(意見公募制度)

第 11 条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

**審議会における市の説明**

○パブリックコメントの実施

市の重要な政策等の決定に当たりその案を公表し、市民等の意見又は提案を求め、提出された意見等に対する見解を明らかにし、その意見等を考慮して意思決定を行うとしている。

\*パブリックコメントの実施数及び意見数

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施件数	6 件	1 件	8 件	5 件	5 件
意見数	2 件	0 件	58 件	15 件	8 件

○「まちづくりフォーラム」の開催

市が進める施策等について、旧町別又は地域自治協議会別に会場を設け、市民へ説明し、意見交換を行う広聴事業として開催

\*まちづくりフォーラムの実施方法及び参加人数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施方法	自治協別	旧町別	自治協別	自治協別	コロナ禍により中止	旧町別
参加人数	622 人	656 人	567 人	501 人		293 人

○「ふれあい市長室」の開催（～令和元年度）

令和元年度まで行政区別に訪問し、座談会形式で地域の課題等について意見交換をする広聴事業として開催していた。今後は、開催方法等を含め広聴事業の役割分担を行い検討する。

\*令和元年度までに 113 区で開催済み

○「ふれあいトーク」の開催（令和 2 年度～）

令和 2 年度から対象者を選定（事業者、子育て、農業、林業等）し、小規模での意見交換を行い、市が進める施策事業の課題等を精査すること等を目的として広聴事業として開催

\*ふれあいトークの開催状況

年度	対象者	参加人数
令和 2 年度	子育て世代、新規就農者、定住移住者、市内企業	計 49 人
令和 3 年度	農業、林業関係者	計 15 人

## 委員の主な意見

- ◆市民アンケートについて、無作為抽出の場合もあるが、市民の中には回答したい人もいるのではないか。
- ◆まちづくりフォーラムについては、参加者が行政区の役員等の動員になってしまっており、若い世代や女性層の参加が少ない。
- ◆まちづくりフォーラム等の開催については、広く参加者を募る仕組みづくりやPR方法の確立が必要である。具体策といつてもなかなか難しいかもしだれないが、若い世代や女性の参画等、「ひとづくり」が大切である。

## 審議結果

- ◇意見公募の手段としてのパブリックコメントについては、幅広く意見を聴取できるような「分かりやすい工夫」が必要である。
- ◇また、パブリックコメントの実施規程はあるものの、対象とする事案についての基準をより明確にすべきではないかと考える。
- ◇まちづくりフォーラム、ふれあい市長室の活動についても、若い世代や女性の参画が促進されるよう、市民の声を幅広く取り入れができる仕組みづくりやPR方法等について、更なる検討を進めていただきたい。
- ◇デジタル技術を活用するなど、より多くの市民が意見公募の場に参加できるようになることが重要である。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

(審議会等の運営)

第 12 条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

**審議会における市の説明**

○公募基準の策定（第 12 条）

平成 30 年に朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針、朝来市附属機関等の委員の公募基準を定め、公募に係る応募資格、応募方法、選考方法等を含めた手続き等の統一性・実効性を担保した。

**委員の主な意見**

◆運用面等に関する意見はなし

**審議結果**

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有

無

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

**審議会における市の説明**

○住民投票の実施状況

市民参加のワークショップ、地区別懇談会、市民アンケート等を通じて市民の意見を聞きながら各種施策を進めており、これまで住民投票は実施していない。

**委員の主な意見**

◆運用面等に関する意見はなし

**審議結果**

◇市の施策を行うに当たっては、引き続き市民への説明を十分に行い、本条文に基づき住民投票を実施するときは、これを適正に行い、市民の意思を尊重していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

## 第4章 市民自治（第14条－第17条）

(コミュニティの形成)

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

### 審議会における市の説明

#### ○区長会活動支援（第14条）

各自治会の継続的な活動支援及び情報共有を図るため、地域ごとの区長会及び朝来市連合区長会の活動支援並びに市内区長相互連携強化に取り組んでいる。

#### ○地域づくり支援事業補助金の交付（第14条）

自治会、地域等が自治振興、地域の活性化等を目的に自主的な判断に基づき実施する事業について継続的な支援活動に取り組んでいる。

\* 地域づくり支援事業の交付件数及び交付金額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施件数	46件	49件	57件	44件
交付金額	14,550千円	13,720千円	17,206千円	13,049千円

#### ○区集会施設整備補助金の交付（第14条）

地域コミュニティ活動の推進を目的に区又は地域が実施する集会施設の整備支援を実施している。

\* 区集会施設整備補助金の交付件数及び交付金額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施件数	12件	15件	5件	8件
交付金額	7,272千円	5,953千円	7,390千円	17,502千円

### 委員の主な意見

- ◆ コミュニティが行政区として限定されているが、例えば子育て世代の繋がりやその他の繋がりもコミュニティではないか。これらをコミュニティとして認識すれば、効率的な情報発信にも繋がるのでないか。
- ◆ この条文は行政区や地域等の地縁的な団体について規定しており、まちづくり活動団体等のテーマ型のコミュニティを混同しないようにする必要がある。
- ◆ コミュニティ施策として展開するときに、組織として行政区間で横の繋がりを持って、連携してやっていくことが重要である。

## 審議結果

- ◇自治会（行政区）の自主的な活動を支援できるよう、今後も地域ニーズを把握し、支援を継続していただきたい。
- ◇自治会（行政区）の規模は大小あるが、少子高齢化に伴う人口減少を受け、自治会同士や地域自治協議会の連携強化がより求められている。これらの活動が継続的に行われるよう、今後の「地域コミュニティの在り方」について検討していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

### 審議会における市の説明

#### ○地域自治協議会の取組

- ・地域自治を充実させ、強化する仕組みとして、平成19年度から地域自治協議会が各地域に順次設立され、活動を展開している。
- ・各協議会では、発足当初に作成された「地域まちづくり計画」が策定から10年余り経過しているため、近年ではその見直し、改訂作業が進められている。どの協議会も中学生以上の全住民を対象としたアンケートを実施し、市民の意見を広く取り入れ、検討委員として市民の参画も得ながら、見直し作業を進めている。
- ・地域自治協議会へは、「活動資金」、「活動場所」、「人的支援」の3本柱で活動促進を図ってきた。

### 委員の主な意見

- ◆まちづくり計画の改定について、全地域での中学生以上アンケートの実施を行った上で計画の見直しが図られており、非常に評価できる。
- ◆自治協のイベント等の周知方法について、QRコードは効果的である。
- ◆自治協に携わる人が「希望に応じて参加できること。」が大事である。
- ◆自治協の運営メンバーについて、PTA役員等の充て職の異動により、自治協の取組に携わることについて一からとなってしまうケースがある。そのような人にどのように関わっていってもらうかは、課題である。

### 審議結果

- ◇各地域自治協議会においては、より開かれた形で市民が関わることができる体制づくりの構築が必要である。
- ◇多くの市民が参加したいと思える、参加しやすい環境づくりを整え、地域自治協議会活動の更なる充実、強化が図られるよう取り組んでいただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (まちづくり活動への支援)

第 16 条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

### 審議会における市の説明

#### ○地域自治包括交付金制度

令和 3 年度は、76,149,791 円を各地域の人口、面積等で算定した割合で交付

#### ○地域担当職員制度

各地域自治協議会に 2 ~ 5 人、その協議会の取組事業及び活動に応じて地域担当職員を配置している。事前に協議会と話し合いをし、適正な人数、支援の内容を決定した後に職員を任命している。

#### ○地域おこし協力隊員の配置

地域自治協議会を中心に隊員を配置し、地域課題の解決に向けた活動を行っている。

### 委員の主な意見

- ◆ 地域担当職員は、総会等の会議以外の部会活動等にも積極的に参加していただき、地域の様子をよく知ってもらった上で職務に取り組んでいただきたい。
- ◆ 地域担当職員は、積極的に参加いただきたい半面、日々の業務もあり、強制することはできない。
- ◆ 今後、地域自治協議会への伴走支援を行う上で、中間支援組織等によるサポートも考えていく必要がある。

### 審議結果

◇ まちづくり活動の支援については、従来からの補助金や交付金等の支援だけでなく、伴走支援の体制作りや中間支援組織等の活用等を含めた研究、改善を進めていただきたい。

◇ また、第 14 条の基礎的なコミュニティ、第 15 条の地域自治協議会、本条第 1 項のまちづくり団体の役割を再確認するとともに、支援の在り方についても幅広い市民の参画のもと検討していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(生涯学習の推進)

第 17 条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

**審議会における市の説明**

○第 17 条第 1 項については、総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものについて、審議会に付託する。

○生涯学習の推進(第 17 条第 2 項)

市民へ市民講座等により学習機会を提供し、自主的な生涯学習活動を支援するため、生涯学習センターを市内 4箇所に設置し、運用している。

**【生涯学習センターの利用件数及び利用人数】**

・生生涯学習センター

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	119 件	108 件	63 件	921 件
利用人数	2,470 人	2,191 人	908 人	1,435 人

・和田山生涯学習センター

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	1,851 件	1,857 件	1,322 件	1,563 件
利用人数	22,031 人	22,228 人	14,961 人	17,232 人

・山東生涯学習センター

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	1,458 件	1,442 件	1,484 件	1,813 件
利用人数	21,415 人	28,095 人	20,557 人	19,495 人

・朝来生涯学習センター

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	456 件	595 件	392 件	404 件
利用人数	8,195 人	8,550 人	4,974 人	5,214 人

\*全てのセンターにおいて、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している。

○市民講座・教室の開催状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
講座・教室数	40 講座	38 講座	33 講座	29 講座
開催回数	350 回	312 回	238 回	198 回
受講者数	749 人	803 人	511 人	494 人
受講延べ人数	4,913 人	4,708 人	3,083 人	2,636 人

\*令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受講者数等が減少している。

### 委員の主な意見

- ◆講座に参加したことがあるが、十分楽しく懇切丁寧に教えていただけた。満遍なく旧町単位でも開催いただきており、今後も新たな講座が増えていけば良い。
- ◆学ぶだけでなく、生涯学習の成果をまちづくりに生かしていく仕組みが非常に重要である。
- ◆ある程度のコミュニティが出来上がれば、次から自主的な同好会等として移行していただくような方向を示してから講座を開設する等、自ら学びを継続する取組を支援することは大事な視点である。

### 審議結果

- ◇生涯学習の成果をまちづくりに生かしていく仕組み作りが非常に重要である。今後も市民の意見を取り入れ、自ら学びを継続できる支援を続けていただきたい。
- ◇また、市民自治の担い手の発掘・確保という観点からも講師等人材登録バンクのような制度も検討いただき、幅広い市民の参画のもと継続した取組になるよう推進していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第5章 市政運営（第18条－第28条）

### （総合計画）

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。
- 3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。
- 4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。
- 5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならぬ。
- 6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

### 審議会における市の説明

#### ○総合計画の策定

- ・令和3年度をもって第2次総合計画の計画期間が終了することに伴い、今後8年間の市政における最上位計画として、第3次総合計画の策定を行った。
- ・この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画を総合計画全体の体系として構成しているとともに、基本計画は4年に1度、実施計画は毎年見直しを行うこととしている。
- ・令和2年度から令和3年度までの2箇年にかけて行った策定の過程において実施した、幅広い世代の市民参画による「あさご未来会議」（2回開催）、公募委員も含めた総合計画審議会等を通じて得られた市民の思いを基礎として、基本構想及び基本計画の策定を行った。
- ・基本計画の中での施策素案策定過程においては、各施策担当課において、各地域自治協議会の地域まちづくり計画の内容を反映することに努めることとした。
- ・総合計画の進行管理として、行政評価と連動した行政マネジメントシステムを確立し、毎年の予算編成に反映させている。

### 委員の主な意見

- ◆本市の総合計画は、基本構想>基本計画>実施計画という他の自治体のものと比べてもスタンダードな構成である。
- ◆「第3次朝来市総合計画」は、あさご未来会議で多様な意見をもとに策定された計画である。会議に参加している年齢層は中間層が少なかったようなので、そのような方々や働いている人が参加しやすく、意見を言いやすいような会議にしてはどうか。

## 審議結果

- ◇第3次総合計画策定においては、多様な市民の参画のもと策定された計画であり、引き続き、本条文の趣旨に則り策定していただきたい。
- ◇なお、担当課からの所見にあった、今後の総合計画の体系については、策定時の環境や社会情勢に柔軟に対応すべきであり、将来的な体系構築において必要に応じて改めるべきと考える。
- ◇今後も、運用面での研究、検討を進めていただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (財政運営)

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

### 審議会における市の説明

#### ○財政計画の作成及び公表

計画的かつ健全な財政運営を図るため、毎年度、向こう10年間の財政収支見通しを作成し、課題及びそれへの対応も併せて、議会等へ報告し、公表している。

#### ○予算、決算その他財政状況に関する情報の公表

予算、決算その他財政状況について、朝来市財政状況の公表に関する条例に基づき、市広報誌及び市ホームページに掲載し、公表している。

#### ○健全化判断指標の公表

毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を算定し、監査委員の審査を付した上で議会に報告するとともに、市ホームページに掲載し、公表している。

### 委員の主な意見

- ◆財政の状況は広報誌で確認されている方も多いと思う。見やすいものとなるよう工夫が必要である。
- ◆逐条解説で記載されていること以上の取組をされている。特段問題ないと思慮する。今後、公表する項目が増えることも予想されるため、あまり具体的に列挙しない方が良い。

### 審議結果

- ◇今後も計画的かつ健全な財政運営に努め、市民に分かりやすい形での公表を続けていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(情報公開)

第 20 条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

**審議会における市の説明**

○情報公開制度の運用状況

朝来市情報公開条例に基づき、市長、教育委員会等の実施機関の保有する情報の公開を図り、公正で開かれた行政の推進に努めている。

\*情報公開請求の件数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
請求件数	41 件	30 件	33 件	19 件

**委員の主な意見**

- ◆個人情報の公開について、例えば要援護者等福祉関係の案件については、もう少し柔軟な対応ができないだろうか。  
※意見の内容は、(個人情報) 第 25 条にも関連するものだが、本条文の審議の議論の中で発言された意見のため、本項目に記載している。

**審議結果**

- ◇市民が必要とする情報公開のニーズを十分に把握し、公開できる情報については、積極的に公表していただきたい。  
◇また、情報の共有を進める上でも、公開するデータ等の活用促進に向けた「オープンデータ※」の取組等を推進していただきたい。

※オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

参考：

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定  
オープンデータ基本指針

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(情報提供)

第 21 条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

**審議会における市の説明**

○市広報紙の発行

市広報紙「広報朝来」を月 1 回、年間 12 回発行している。市民がより見やすく情報が届く広報を目指し、興味を持っていただける紙面づくり、UD フォントを使用する等、改善しながら取り組んでいる。

○ホームページや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス\*) による情報発信

- ・市ホームページ及び Facebook (ちやすりんなう) は、市から発信する情報をいち早く掲載し、情報が市民に届くように取り組んでいる。
- ・令和 3 年 7 月に、多くの方が利用されている LINE の市公式アカウントを作成し、新型コロナワイルスワクチン接種の予約などにも活用するとともに、市の情報発信の一元化にも取組を進めている。

\*ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。  
(参考：総務省ホームページ「SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) の仕組み」)

\*Facebook (ちやすりんなう) 投稿件数（1 日 1 件を目標に投稿）

年度（期間）	平成 28 年 1 月～令和 3 年 3 月	令和 3 年度
投稿件数	428 件	185 件

○暮らしの便利帳の発行（民間事業者による。）

民間事業者が、市内企業等からの広告寄附により、市の行政情報、観光情報、医療機関情報等を掲載し取りまとめた情報誌を発行。令和 4 年 6 月に 3 回目の発行を行い、市内全戸配布を実施した。（約 4 年に 1 回のペース）

**委員の主な意見**

- ◆朝来市に関連した民間放送等によるテレビ放送について、市の音声告知放送やデータ放送などケーブルテレビからの周知は考えられないか。
- ◆府内関係者で構成した広報委員会だけでなく、市民の声も反映できる機会があればよい。
- ◆暮らしの便利帳は分かりやすく編集されていて読みやすい。1 冊あると大変便利である。

## 審議結果

- ◇共有する情報についても、活用しやすい情報の出し方、新たな技術を活用した提供方法等を検討し、効果的な情報提供に努めていただきたい。
- ◇また、広報、ケーブルテレビ等の情報提供についても市民の声が反映できる機会を作るなど、市民の参画、時代のニーズに合わせた情報の共有を推進していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (説明責任)

第 22 条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

### 審議会における市の説明

#### ○施策形成説明等

- ・総合計画、創生総合戦略等、重要計画の策定過程においては、あさご未来会議及び総合計画審議会での対話の中で、施策形成の過程、内容及び成果指標について説明を行い、施策形成に反映させている。
- ・市政の中でも、その年度ごとで特に重要な施策については、市民との直接説明・対話の場である「まちづくりフォーラム」のテーマとして、市内各地域に出向き説明を行っている。

### 委員の主な意見

- ◆「広報」と「広聴」について、対象とする市民の属性を分けて取り組もうとされているのは良いことである。是非このまま進めていっていただきたい。
- ◆総合計画の指標としても挙げられているように、対話は参画と協働の取組を進めていく上でとても重要になる。
- ◆まちづくりフォーラムは、市から的一方的な説明になってしまっている。対面式でなかなか意見が出にくいのではないか。
- ◆未来会議で、班に一人一人若手職員がついてファシリテーター※をしているのは、大変良い取組だと感じた。職員研修にも繋がっている。

※ファシリテーター：会議や議論の際に、グループがより協力し、共通の目的を理解し、目的達成のための計画立案を支援すること。

「会議や研修などを進行する」「参加者に発言を促す」「話の流れをまとめる」といった役割を担う。

### 審議結果

- ◇対話を基調として、まちづくりフォーラムやあさご未来会議等、広聴を積極的に展開されており、今後においても様々な局面で、本条に掲げる説明責任のもと、「広報」と「広聴」の場を創出していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(行政評価)

第 23 条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

**審議会における市の説明**

○行政評価の実施

- ・総合計画の施策については、総合計画策定時に設定した各成果指標の進行管理として、毎年度当初に市民アンケート及び定量的指標の検証を通じた評価を行っている。この評価結果を翌年度以降の予算配分に反映させるとともに、評価結果については、市ホームページで公開している。
- ・事務事業については、全事業の目的・成果・手段（事業内容）・事業費を確認するとともに、市の政策判断が大きく及ぶソフト事業（創生事業を除く。）については、評価を毎年実施し、事業の見直し、予算編成及び実施計画の策定に反映させるとともに、評価結果については、市ホームページで公開している。また、数年ごとに外部有識者や市民による外部評価を行い、評価の精緻化を図っている。

**委員の主な意見**

- ◆エビデンス（証拠・根拠）が信頼性を高める。論理的なモデルを取り入れていく手法は大事なので、今後も考えていいってほしい。

**審議結果**

- ◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

**審議会における市の説明**

○行政手続条例の運用状況

行政不服審査法及び朝来市行政手続条例に基づき、行政処分に対する不服申立ての教示や審査請求の対応等を実施している。

**委員の主な意見**

◆全国的に見てもほぼ同じ形の仕組みである。

**審議結果**

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有

無

(個人情報の保護)

第 25 条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

**審議会における市の説明**

○個人情報保護制度の運用状況

朝来市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。

\* 保有個人情報開示請求の件数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
請求件数	1 件	5 件	2 件	3 件

**委員の主な意見**

- ◆個人情報を漏洩しないのは当然のこととして、運用を考えていくというところが焦点である。実用化はまだ時間がかかると思われるが、介護認定等を AI で実施するというような取組も進められている。多様な活用の仕方について、従来とは変わってくることが予想される。
- ◆行政機関は個人情報を持ち出せない仕組みになっており、在宅ワーク等が進んでいない要因にもなっている。
- ◆国のデジタル施策の推進に伴い、各種法律改正が行われる予定で、それに関連した市の条例改正は必要になるかもしれない。

**審議結果**

- ◇引き続き個人情報保護に努めていただき、福祉や防災、地域コミュニティ等についての情報については、活用と保護の両面から、情報の取扱を考えていただきたい。市民の利便性を図るデジタル施策も併せて推進していただきたい。
- ◇国の法律改正等に基づく関係例規改正等については、遺漏なく取り組んでいただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(法令遵守及び公益通報)

第 26 条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

**審議会における市の説明**

○法令遵守

朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、公正な職務の執行確保に向けて全職員が常に意識し、実践すべき行動を示した「朝来市コンプライアンス※推進指針」を策定し、意識啓発に努めるとともに、毎年度、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施している。

※コンプライアンス：企業などが、法令や規則をよく守ること。法令遵守

○公益通報

通報先として、職員で構成する公正職務推進委員会及び弁護士等外部委員で構成する公正職務審査会を設置している。

**委員の主な意見**

- ◆毎年実施されているコンプライアンス研修については、「また今年も」となるかもしれないが、職員が再認識され、蓄積されていくことが重要であるので続けていただきたい。
- ◆市職員の副業について、法律上禁止されているわけではない。自治体として明確にルールを決めた上で、公務員でも行えるようにすべきである。それが社会への還元にも繋がる。

**審議結果**

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

### (行政組織)

第 27 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

### 審議会における市の説明

#### ○組織改編

- ・平成 31 年 3 月の組織編成では、支所及び和田山地域振興課の連携強化等を目的とした「まちづくり協働部」「市民協働課」の新設、政策部門と総務部門の連携強化を目的とした部の統合（現在の企画総務部）等を実施した。
- ・令和 4 年 3 月の組織編制では、上下水道部の設置をはじめ、市のデジタル化施策を戦略的かつ重点的に取り組むことを目的とした「デジタル戦略課」の新設や、市が重点的に取り組む必要がある事業の取組強化を図るため、課内室として、「あさご暮らし応援室」（市民協働課）、「環境推進室」（市民課）の設置等を実施した。

#### ○臨時組織の設置

- ・令和 2 年 5 月に、新型コロナウイルス感染症対策支援として国が実施する特別定額給付金事業や中小企業者等緊急経済支援事業に迅速に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策支援施策推進プロジェクト・チームを設置した。
- ・令和 3 年 1 月には、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を円滑に推進するため、朝来市新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクト・チームを設置した。

### 委員の主な意見

- ◆社会教育委員が市長部局に移行した現状に疑問を感じている。社会教育委員が教育委員会だけでなく、もっと広い範囲で活動できるようにという対応であることは理解できるが、実情が伴っていないようである。
- ◆市の組織として、市長部局と教育委員会部局とがより連携して取り組んでいく必要がある。

### 審議結果

- ◆組織改正における説明については、市民に分かりやすい、丁寧な説明が必要である。
- ◆また、府内連携をさらに強化し、縦割りではなく、総合性を持った柔軟な行政組織となるよう今後も努めていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (危機管理)

第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

### 審議会における市の説明

#### ○朝来市地域防災計画の改定

災害対策基本法・水防法等の改正、県地域防災計画の修正、朝来市内における社会情勢の変化及び防災対策の状況を反映させるため、朝来市防災会議で審議し、令和元年度から令和2年度までの2箇年にかけて朝来市地域防災計画を改訂した。

#### ○危険箇所等、防災情報の周知・啓発

市民等に対し、災害の発生が想定される区域、その際の避難所の位置等を周知するため、水防法及び土砂災害防止法に基づき作成した朝来市ハザードマップ・防災ガイドを市内全世帯に配布した。

#### ○自主防災組織への活動支援

市民及び幅広い関係機関と連携した市一斉避難訓練の実施、自主防災組織の活動及び地区防災計画策定に係る費用補助等を行い、市民参加による安全安心な防災まちづくりを推進している。

#### ○緊急時における情報伝達手段の整備

正確かつ迅速な情報収集及び情報発信のため、防災メール（あさご安全安心ネット・ひょうご防災ネット）、市ホームページ、市公式LINE、フェニックス防災システム、Jアラート等の手段を整備し、運用している。

### 委員の主な意見

- ◆地域自治協議会でも住民の避難について検討しているが、一般の方にどれだけの責任を負担してもらうのかについては、いつも課題になる。計画を策定することは重要だが、計画を作つて終わりにしない取組を展開していく必要がある。
- ◆大きな被害が最近発生していないので、市民の危機管理意識が希薄になっていると感じる。実際に個別支援計画まで作つても機能するかどうか分からぬ。
- ◆ハザードマップを見ると危険地域が多いし、今後も防災に向けた話し合いは必要である。
- ◆災害時だけでなく、御近所同士の関係づくりが大切である。南海トラフ地震の危機感が強い太平洋側の沿岸部は、綿密な計画を立てられているケースが多い。
- ◆一次避難所に指定されている公民館が、危険な場所に立地しているケースがある。安全な避難場所が確保されていない地域もあるのが現状である。
- ◆防災士の方が地域でお話をされるなど、防災意識を高めるような取組があつても良い。

### 審議結果

- ◇本条文に基づき、今後も市民の危機管理の向上に資する計画や組織支援を展開され、有事の際に機能する取組となるよう努めていただきたい。
- ◇また、地域の防災計画についても防災士等の助言等を活用するなど、防災意識の向上に努めていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第29条・第30条）

(国及び兵庫県との関係)

第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

### 審議会における市の説明

○国・県との連携

地方分権、権限移譲については、国・県の取組と連携し、推進している。

### 委員の主な意見

- ◆国・県の事業について、市民が市に意見や要望を言う機会があるが、これらのこととは、しっかりと市から国・県につなげてほしい
- ◆市と国・県との連携について、職員が本条例の意思をしっかりと学び、市民に対応できるようになってほしい。

### 審議結果

- ◇市は、国や県とは対等協力関係であることを再認識し、本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(他の地方公共団体等との連携)

第 30 条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

### 審議会における市の説明

#### ○災害時相互応援協定の締結

- ・大規模災害や防災全般に関わる協力体制強化のため、他自治体等との広域的な応援体制を構築している。
- ・必要に応じて災害時の相互応援協定の締結を行い、相互の応援活動を行うに当たって必要な事項を事前に明確化する等の備えを行っている。

参考：兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（県・県内 41 市町）、防災サミット構成市町（全国 10 市町）、恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定（全国 12 市町村）、長野県須坂市、宮城県角田市、宮城県山元町、京都府福知山市、大分県竹田市、長崎県壱岐市、福井県小浜市

#### ○広域的協力・連携関係の樹立

- ・県との関係においては、市町懇話会、但馬政策懇談会等、知事はじめ県幹部等との意見交換の場において連携を求めており、国との関係においては、兵庫県市長会及び但馬自治会において連携を求めている。
- ・豊岡市を中心とした但馬定住自立圏に関する協定を締結し、近隣市町とも連携し、但馬の広域課題に取り組んでいる。また、隣接する福知山市及び丹波市との連携（三市連携）や、共通するテーマ（日本遺産等）による関係市町との連携に取り組んでいる。
- ・さらに、関西学院大学、福知山公立大学等、6 つの大学との間で包括・個別連携協定を締結しているほか、令和 3 年に開学した芸術文化観光専門職大学と、地域課題解決に向けた連携に取り組んでいる。
- ・災害時においては、兵庫県・県内市町のほか、宮城県角田市・山元町等、全国の自治体間で災害時相互応援協定を締結している。
- ・また、但馬広域行政事務組合、南但広域行政事務組合等による共同事務を行っている。

### 委員の主な意見

- ◆広域連携の取組は以前に比べて多くなってきてている。連携先と行政だけではない市民の繋がり等に及ぶケースもある。
- ◆分野ごとに圏域を設定し連携が必要だと考えられている。防災においては、離れた距離での連携が必要な分野である。
- ◆例えば、東京 23 区では全国 700 を超える自治体と連携しており、特産品の販売や商品開発までにも及ぶ。必要が無くなれば淘汰される事業もあると思うが、連携していくことは、これからも必要である。

### 審議結果

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

(最高規範性)

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

### 審議会における市の説明

○他の例規との整合に係る取組状況

例規の制定改廃時には、担当課の作成した例規案が法的適格性、法的正当性及び法的協調性を有し、その立法内容が正しく、かつ、矛盾なく整備統一されているかどうかについて、総務課の事前審査及び例規審査会の審査を実施している。

\* 例規制定改廃の件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
請求件数	260件	251件	280件	264件

### 委員の主な意見

- ◆本条例は他の条例と横並びであるが、本条文で最高規範と謳われている。市のその他条例については自治基本条例の考え方を尊重して考える必要がある。
- ◆例規の制定改廃について、新型コロナウイルス感染症対策に関する例規など緊急性の高いものについては、どの自治体も速やかに対応いただいている。
- ◆市民には、条例等の例規制定改廃については時間や労力がかかるということも知ってもらう必要がある。

### 審議結果

- ◇引き続き例規審査の中で本条例の整合性を図られるとともに、適正な法務政策推進に向け、職員の意識醸成に努めていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (条例の見直し)

第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

### 審議会における市の説明

○自治基本条例の評価検証、見直し状況等

朝来市第3次分権型社会システム検討懇話会(平成23年度～24年度)において、地域協働の観点から地域自治システムに関する条例の確認が行われている。

また、平成23年度に地方自治法の改正に伴い、一部改正が行われた。

### 委員の主な意見

- ◆今回の検証作業は、あらためて本条例を見直す良い機会になったのではないか。
- ◆「適切な時期」を、どのように設定するのかが重要である。
- ◆検証の時期を具体的に設定するのは、難しいこともある。「〇年ごとに1回検証する。」と決めるると、その設定した期間が本当に適切かという疑問は残るし、また、真に検証が必要なときがあっても、「条例に規定する検証時期になっていない」と、時機を逃してしまうかもしれない。条例改正をして期限を決めてしまうよりは、運用面で対応する方が柔軟な対応ができる。
- ◆①法令改正等の必要に迫られた場合は随時検証する、②5年程度で定期的に検証する、ことを逐条解説に書き加えるなど、運用面で改正することが望ましい。

### 審議結果

- ◇条例の見直しにおいては、多様な市民の参画のもと検証、見直しが行われるよう、引き続き、本条文に基づき実施していただきたい。
- ◇なお、担当課からの所見にあった定期的な検証評価については、時期を指定することで柔軟性を欠くことが懸念される。具体的な見直し時期については、逐条解説の中で定める等、運用において適切に対応していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第IV部 総括

### ◇検証結果について

自治基本条例が現在の朝来市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証した結果、条例はおおむね適切に運用されており、速やかに見直しを行う必要はないとの判断した。

しかしながら、運用上の課題もうかがわれるため、この条例の趣旨と意義を深めるための周知を継続的に行い、条例の実効性を高めるためのより効果的な取組を推進していただきたい。

### ◇今後の取組について

本検証報告書は、令和4年6月から令和5年3月までにかけて開催された朝来市自治基本条例審議会の審議結果を取りまとめたものである。

審議会は、おおむね月1回、計8回開催し、慎重に議論を重ねてきた。条文ごとのまとめは前述のとおりであるが、以下の内容については今後の課題とする。

1点目は、本条例が定める基本理念やまちづくりの基本原則が、市民にどこまで浸透しているかである。

本条例に定めるまちづくりの主体は、市民、市議会、行政機関であり、それぞれの役割、責務を規定しているが、市職員はもちろんのこと、市民への一層の浸透、周知が必要ではないだろうか。本条例を分かりやすく、身近なものとして市民の参画と協働に寄り添うものになるよう、有効な周知の在り方を検討いただきたい。

2点目は、効果的な検証方法の検討である。

今回の検証は制定後初めての取組であり、本条例第32条に基づくものである。主に市職員による内部検証に基づき、制度の実施状況や運用状況を中心に、条例の内容が朝来市にふさわしいものであるか等の検証を実施してきた。本条例の持つ「意義」や「理念」については、幅広く「市民」に認識を深めた上で意見をいただく場があつてもよかったですのではないだろうか。より効果的な検証方法についても検討いただきたい。

3点目は、今回の検証をどのように今後の朝来市の市政運営に反映させていくかである。

今回の検証において、朝来市は本条例に基づく様々な事業を展開され、制度や仕組みを構築してきたことを再認識することができた。しかし、本条例に定める意義や理念の充足に至っていないと考えられる部分もあるため、その内容について引き続き検討いただきたい。

最後に、コロナ禍を経た、新時代にふさわしい「まちづくり」の推進である。社会情勢の急激な変化により、市民生活、これをとりまく行政の在り方も的確な対応を迫られている。このような時期だからこそ、市民一人一人がまちづくりの基本原則である「参画と協働」「情報の共有」「自律と共助」を見つめなおし、多様な取組を実践していくことが重要である。

このたびの検証結果が、朝来市の未来へ向けた「まちづくり」に繋がっていくことを切に願うところである。





朝来市の花 さくら



朝来市の木 けやき

## 参 考 資 料

1	朝来市民憲章.....	46
2	朝来市自治基本条例.....	47
3	朝来市自治基本条例審議会条例.....	52
4	朝来市自治基本条例の検証について（諮問） .....	54
5	朝来市自治基本条例審議会の審議経過.....	55
6	朝来市自治基本条例審議会委員名簿.....	56

## 1 朝来市民憲章

私たち朝来市民は、自らが考えて行動し、共に助け合いながら住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一人ひとりを大切に、心豊かに生きるまちをめざします。

手をつなぎ、支えあい、安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

元気いっぱい、笑顔が出会うまちをめざします。

ふるさとを愛し、未来に誇るまちをめざします。

みんなが主役、夢と希望に満ちたまちをめざします。

## 2 朝来市自治基本条例

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの主体

　第1節 市民（第4条・第5条）

　第2節 市議会（第6条・第7条）

　第3節 行政機関（第8条・第9条）

第3章 参画と協働（第10条—第13条）

第4章 市民自治（第14条—第17条）

第5章 市政運営（第18条—第28条）

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第29条・第30条）

第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

### 附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と嘗みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え方行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

(まちづくりの基本原則)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

## 第2章 まちづくりの主体

### 第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の社会的責任)

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

### 第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

### 第3節 行政機関

(市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、

まちづくりに取り組まなければならない。

### 第3章 参画と協働

#### (参画と協働の推進)

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

#### (意見公募制度)

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

#### (審議会等の運営)

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

#### (住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### 第4章 市民自治

#### (コミュニティの形成)

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

#### (地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

#### (まちづくり活動への支援)

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

第5章 市政運営

(総合計画)

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならぬ。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(財政運営)

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(情報公開)

第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

(情報提供)

第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

(説明責任)

第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結

果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

(行政手続)

第 24 条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

(個人情報の保護)

第 25 条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守及び公益通報)

第 26 条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

(行政組織)

第 27 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

(危機管理)

第 28 条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

第 6 章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

(国及び兵庫県との関係)

第 29 条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 30 条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

第 7 章 この条例の位置付け

(最高規範性)

第 31 条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第 32 条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### **3 朝来市自治基本条例審議会条例**

(設置)

第1条 朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号。以下「条例」という。）

第32条の規定に基づき、朝来市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びその結果を答申するものとする。

- (1) 条例の運用状況に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市内事業者の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問された事項について答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり協働部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表プロポーザル審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------

## 4 朝来市自治基本条例の検証について（諮問）

諮問第2号

朝来市自治基本条例審議会会長様

朝来市自治基本条例の検証について（諮問）

朝来市自治基本条例の施行状況等を検証するため、朝来市自治基本条例審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

令和4年6月23日

朝来市長 藤岡



諮問趣旨

平成21年4月に施行された本条例には、第32条に「市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。」とあり、市民の参画をいただいた本審議会において、本条例の運用状況等の検証評価をいただくものです。

## 5 朝来市自治基本条例審議会の審議経過

回 数	開催日	内 容
第1回	令和4年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・諮問</li> <li>・審議概要説明 等</li> </ul>
第2回	令和4年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第1条～第10条、第12条、第13条」</li> </ul>
第3回	令和4年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第11条、第14条～第17条」</li> </ul>
第4回	令和4年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第18条～第23条」</li> </ul>
第5回	令和4年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第24条～第28条」</li> </ul>
第6回	令和4年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第29条～第32条」</li> </ul>
第7回	令和5年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第6条、第7条」※再審議</li> <li>・検証報告書素案の提示</li> </ul>
第8回	令和5年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
—	令和5年3月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申</li> </ul>

## 6 朝来市自治基本条例審議会委員名簿

職務	所属・役職等	氏名	備考
会長	東京都立大学 法学部法学科教授	大杉 覚	学識経験者
職務代理者	朝来市連合区長会理事 和田山町区長会副会長	雜賀忠文	公共的団体の代表
委員	いくの地域自治協議会事務局長	小島公明	公共的団体の代表
委員	朝来市社会福祉協議会次長	習田良子	公共的団体の代表
委員	朝来市シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	下口光子	公共的団体の代表
委員	朝来市商工会女性部長 (スポーツゾーンやましよう)	山田千恵子	市内事業者の代表
委員	そば処伏見さらしな主任 (商工会からの推薦事業者)	太田文樹	市内事業者の代表
委員	兵庫県地域再生アドバイザー	中島英樹	公募による市民
委員	朝来地域自治協議会事務局員	中尾敦子	公募による市民
委員	第2次分権型社会システム検討 懇話会委員	増子裕子	市長が必要と認める者

※所属・役職等は、委嘱時点（令和4年6月23日）のもの（敬称略）



朝来市自治基本条例検証報告書  
令和5年（2023年）3月  
朝来市自治基本条例審議会

〈問合せ先〉

朝来市自治基本条例審議会事務局  
(朝来市まちづくり協働部市民協働課)  
〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL 079-672-3065

FAX 079-672-4041

E-mail [kyodo@city.asago.lg.jp](mailto:kyodo@city.asago.lg.jp)